

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
[略]				[略]			
職員採用Ⅱ種試験	[略]		教養試験	職員採用Ⅱ種試験	[略]		教養試験
	警察事務	[略]	論文試験		警察事務	[略]	専門試験（
			[略]	総合土木	<u>主として次に掲げる標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>	<u>総合土木及び建築に限る。）</u>	
					<u>(1) 農業工学に関する標準職務遂行能力等</u>	<u>論文試験（総合土木及び建築を除く。）</u>	
					<u>(2) 土木に関する標準職務遂行能力等</u>	[略]	
				建築	<u>主として建築に関する標準職務遂行能力等を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>		
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。